

松田町地球温暖化対策協力員設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松田町地球温暖化対策実行計画に即して温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを推進するために、松田町地球温暖化対策協力員（以下「協力員」という。）の委嘱に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力員の要件)

第2条 協力員の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 年齢満18歳以上の者

(2) 本町における地球温暖化対策の推進に対して熱意と識見を有し、自ら協力を希望する者

(3) 人格及び行動について社会的信望を有し、協力員活動を行うにあたって適格であると地球温暖化対策主管課長が推薦する者

(4) 税等に滞納がないことを誓約する者

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないことを誓約する者

(委嘱)

第3条 町長は、前条各号の要件を満たし、かつ、次の各号に掲げる者の中から協力員を委嘱し、委嘱状（第1号様式）を交付する。

(1) 神奈川県地球温暖化防止活動推進員として委嘱されている者のうち、本人が希望する者

(2) 一般公募により応募する者

2 協力員の委嘱を受けようとする者は、松田町地球温暖化対策協力員応募申込書（第2号様式）に誓約書（第3号様式）を添えて応募するものとする。

(協力員証)

第4条 町長は、委嘱した協力員に対し、松田町地球温暖化対策協力員証(第4号様式。以下「協力員証」という。)を交付する。

2 協力員は、第5条に規定する活動を行うときは、協力員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 協力員は、協力員証を毀損又は紛失したときは、速やかに町長に届け出なければならない。

4 協力員は、委嘱の取消し等によりその身分を失ったときは、速やかに協力員証を町長に返却しなければならない。

(協力員の活動)

第5条 協力員は、町が行う地球温暖化対策の推進に必要な次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 地球温暖化対策の周知啓発への協力

(2) 環境啓発イベント等への協力

(3) 地球温暖化対策の推進に必要な調査及び情報提供

(4) その他本町が行う地球温暖化対策への協力

(協力員の身分)

第6条 協力員は、ボランティアとして活動を行うものとし、公職としての身分を持つものではない。

(報酬等)

第7条 町は、協力員に対して、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

(委嘱の期間)

第8条 協力員の委嘱期間は、委嘱した日から登録年度の3月31日までとする。町は登録年度の3月10日までに松田町地球温暖化対策協力員委嘱継続意向確認書(第5号様式)により協力員の継続意向を確認することで、1年ごとの継続を可能なものとする。

2 次年度へ継続を希望する者は、これにより次年度へ更新をすることができるものとする。

(法令遵守)

第9条 協力員は町職員としての身分を有しないが、町職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第10条 協力員は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(守秘義務)

第11条 活動を通して知り得た情報は一般公開されていない情報を含む場合があるため、協力員は、活動中に知り得た秘密を漏らしてはならない。また、外部への漏えいに繋がりうる行為等は、解職後であっても行ってはならない。

2 協力員は、活動を通して得た情報を外部に発表しようとするときは、あらかじめ町の承認を得るものとする。

(協力員の責任等)

第12条 協力員は、活動中の事故に備えて、町が費用負担するボランティア活動保険又は同等の保険へ加入するものとする。当該保険の補償内容に含まれない、情報漏えいなどによる損害賠償責任等については、自らの責任において対応しなければならない。

2 協力員が故意又は過失により町に損害を与えたときは、協力員は、町に対しその損害を賠償しなければならない。

3 協力員が第三者に与えた損害については、町は一切の責任を負わない。

4 協力員が第三者に与えた損害等により、町が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、協力員は、連帯して当該賠償により町が被った損害に対する補填をしなければならない。

(委嘱の取り消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、

その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により委嘱を受けたと認められたとき。
- (2) 協力員がこの要綱に定める事項に違反したとき。
- (3) 協力員が活動を行っていないと認められるとき。
- (4) 協力員がやむを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき。
- (5) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (6) 協力員本人から辞職の申し出があったとき。
- (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月3日から施行する。